

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア 売上代金の残金納付確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 市町村が発行する身分証明書、住民票（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は代表者事項証明書））、法務局が発行する登記されていないことの証明書および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証明する領収証書を同封のうえ、売上代金の残金納付後、すみやかに長野市へ提出してください。（売上代金の残金納付期限は、契約締結後、30日以内となります。）

ウ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住民票（外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。

エ 所有権移転登記は、法務局へ申請を行ってから2週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア 関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

(2) 自動車等の場合

ア 一時抹消登録して引渡します。

イ 引渡しは、売払代金納付時の現況有姿で行います。

ウ 売払代金の残額納付時または長野市の引渡し指定日（売払代金の残額の納付日から15日以内）に引渡しを行います。この時に落札者が公有財産を引取れない場合は、長野市ホームページより「保管依頼書(自動車用)」を印刷し、必要事項を記入、押印のうえ提出してください。（保管期間は売払代金の残額の納付日から1箇月以内です。）

エ 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および長野市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したものを提示してください。

オ 引渡しの際に、「市有財産受領書(自動車用)」を提出してください。

カ 再登録手続きに必要な書類（譲渡証明書や登録識別情報等通知書および再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）等）については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は落札者のご負担となります。

キ 長野市指定場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 動産の場合

ア 公有財産の引渡しは売払代金の現状有姿で行います。

イ 売払代金の残額納付時または長野市の引渡し指定日（売払代金の残額の納付日から15日以内）に引渡しを行います。この時に落札者が公有財産を指定日までに引取れない場合は、長野市のホームページより「保管依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ提出してください。（保管期間は売払代金の残額の納付日から1箇月以内です。）

ウ 公有財産の引渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および長野市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と長野市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、および代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を提示してください。

エ 出品時に引き取り限定物件以外の公有財産で、送付による引渡しを希望される場合は、長野市のホームページより「送付依頼書(動産用)」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、長野市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを同封し、提出してください。送付時の事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害を受けても、長野市は一切の責任を負いません。

オ 引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

カ 引渡しを受けた後、「市有財産受領書(動産用)」を提出してください。

4 その他

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移

転します。したがって、契約締結後もしくは売払代金の残金納付後に発生した財産の破損、焼失など長野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などはすべて落札者自身で行ってください
- (3) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。